

第1回古平町議会定例会 第4号

平成26年3月13日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第 6号 平成26年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 7号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 8号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 9号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第10号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
(予算審査特別委員長報告)
- 7 議案第22号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第1号)
- 8 意見案第1号 「手話言語法(仮称)」制定を国に求める意見書
- 9 意見案第2号 JR北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書
- 10 一般質問
- 11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 14 委員会の閉会中の継続調査申出書
(行財政構造改革調査特別委員会)

○出席議員(10名)

議長10番 逢見輝統君	1番 鶴谷啓一君
2番 岩間修身君	3番 中村光広君
4番 本間鉄男君	5番 堀清君
6番 高野俊和君	7番 木村輔宏君
8番 真貝政昭君	9番 工藤澄男君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長 本 間 順 司 君

副町長	田口博久	君
教 育 長	成 田 昭 彦	君
総務課長	小 玉 正 司	君
会計管理者	白 岩 豊	君
財政課長	三 浦 史 昌	君
保健福祉課長	佐 藤 上	君
産業課長	村 上 間	君
建設水道課長	本 宮 田	君
幼児センター長	宮 田 好 誠	君
教育次長	佐 々 木 容 龍	君
総務係長	高 野 龍 完	君
財政係長	人 見 完 治	君

○出席事務局職員

事務局 長	藤 田 克 禎	君
議事係主任兼総務係主任	野 村 忠 弘	君

開議 午前 9時58分

○**議会事務局長（藤田克禎君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員の出席でございます。

説明員は、町長以下8名の出席でございます。

以上でございます。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第6号ないし日程第6 議案第11号

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、議案第6号 平成26年度古平町一般会計予算から日程第6、議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会でございますので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（逢見輝統君）** 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第1、議案第6号 平成26年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（逢見輝統君）** ないようですので、次に賛成討論。

○**6番（高野俊和君）** 平成26年度の予算編成に当たり、各課の職員の皆様、大変ご苦労さまでした。私は、本年度一般会計の予算執行に当たり、賛成する立場から申し上げます。

初めに、長い間本町の経済の中心的な役割を担っておりました古平町の水産加工協同組合及び傘下の加工業者の倒産は、本町の行政を初め全ての経済に大変大きな影響を与え、雇用問題など初め、今後とも町ぐるみで取り組んでいかななくてはならない大変厳しい現実があると考えます。

さて、昨年度より準備を進めておりました防災無線が全戸に設置され、2月3日より放送が開始されました。町側も聞く町民側も、いま少しなれるまでに時間を要すると思いますが、徐々に効力が発揮されるだろうと期待されるものであります。また、4月に完成予定の古平水産物流通

荷さばき施設は、漁業者のみならず多くの町民が繁栄を願って期待をする施設であります。

この2施設は、平成24年度の国の緊急経済対策による公共事業分の地域元気臨時交付金という大変有利で使い勝手のよい交付金を取り入れ進めることができたことは、町財政の上でも大変大きく喜ばしいことでありますし、さらには本年度は古くなった製氷工場施設においても建設費用の一部の予算が計上されており、漁業振興に力強く後押しをするものだと考えられております。

また、4月に開所予定の古平高校跡の高齢者住宅は、現在希望者が定員をはるかにオーバーしているとのことであり、その必要性を改めて感じられるとともに、行政の素早い方向転換に敬意を表するものであります。

しかしながら、町長の執行方針でも述べられておりましたけれども、二、三年後には大型事業の公債費の償還がピークを迎え、さらには地域医療の確保も大変厳しい状況が予想されます。また、先ほど触れました加工業者の倒産などが町財政に大きいのしかかってくることも予想されます。当然ながら節約した町運営を行う必要があるかと思えます。

本年度は、予算の執行に当たり多くの困難も予想されますけれども、この最大の難局を、行政、議会、町民が一体となり必ず乗り切らなくてはなりません。チャンスを必ず物にして、きめ細かい行政運営をお願いし、本年度の予算を執行するに当たり賛成の意見とします。

終わります。

○8番（真貝政昭君） 地方自治法で言われている地方自治体の仕事の本旨は、福祉の充実です。そういう観点からことしの新年度予算を見ますと、古平高校の跡地利用ということで、高齢者の住に対する充実、そういう観点で前進ではないかと評価しています。さらに、そこに至る経路についてのアクセス道路、この不十分な道路について、新設を目指して調査費を計上すると。これもその一環であります。

古平の人口構成を見ますと、3,000人台前半の人口に対して、既に年金受給者が2,000人を超えている状況になっています。特に高齢者に対する対策というのは、非常に重要になっていると思えます。高齢者の最大の関心事を2つ挙げますと、冬の除雪と、それから医療。これは、昔から言われていることですが、ことしの予算を見ますと、除雪のための重機の更新、それもシャッターつきマルチプラウ導入ということで、古平町としては2台目、民間を入れますと3台目ということになりますけれども、住民の要求にかなった予算内容と思っております。また、医療につきましても、入院設備を持った病院への助成、これを実施するというところで確保できました。非常に評価するものであります。

さて、国のほうを見ますと、ことしの最大の問題は、消費税増税と社会保障関係の住民負担です。政府の試算ですと、年収300万円ほどの標準世帯で約8%増。1カ月分の給料が丸々その負担のほうに消えてしまう、こういう重い負担を課せられるという政治が行われようとしています。古平町におきましても、12月の定例で資料として出されましたけれども、例年の古平町の建設関係等の税負担が8,000万円ほどに膨れ上がると、そういう痛手をこうむる年であります。

一般家庭にとりましても、こういう事態に至って古平町の予算がなすべきことは、生活支援、これが一番大事だろうと思えます。加工協の倒産の問題もありまして、住民生活が大変不安な状況に

ありますけれども、古平町に求められているのは、こういう点の問題ではないかと考えております。ぜひとも町長におかれましては、ことし1年間、町民の生活を支援するという立場から行政を行ってほしいと思います。

ところで、ようやく防災関係につきましては、安心して寝られる状況になりました。ことしの予算では、避難場所への標示板ということで予算が計上されておりますけれども、一つ町長のほうにお考えいただきたいのは、海岸線に面した古平町としては、海岸線あるいは川からできるだけ遠い高台に避難場所が必要だということです。三陸の震災以来改めて考えさせられたのは、従来古平中学校が避難場所として安全なところという認識をがらっと変えさせられたと。

古平高校は、閉校に伴いましてああいう形で活用されることとなりますけれども、考えてみますと、あの建物は昭和50年代建設ですから、早晚寿命が来るだろうと。それと、小樽市の丸井今井の跡地利用を考えましても、住民生活はできるだけ市街地の中でという観点に立ちますと、いずれは平地のほうに移動ということも考えられる。中学校の建てかえもそのあたりには近づいてきますので、ことし調査費として上げられている道路アクセス、ぜひとも中学校の将来の移転先を見据えた形で考えていくべきではないかというふうに考えております。

いずれにしても、この消費税というものの実態を、町民の生活にとっても古平町の財政にとっても極めて邪魔なものという実感がいたしました。消費税の廃止に向けて微力ながら頑張りますけれども、ぜひとも町長のご尽力も賜ればなと思っております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 平成26年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立全員。

全会一致で本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第7号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成討論ありますか。

○8番（真貝政昭君） 国保に加入している方の健康保険なのですが、依然として国の役割というのが低く抑えられたままです。これは極めて遺憾であります。

国保加入者の生活実態は、非常に経済的に不安定な職種の方たち、あるいは年金生活者、低所得世帯が大半を占める方々の健康保険です。これに国が責任を持ってやるべきものだと考えております。

幸いにも今医療費は落ちついているようで、しかしながら会計内容は足りないということで一般会計から財政支援すると。評価しております。

以上です。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立全員です。

したがって、本案は全会一致で委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第8号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

○8番（真貝政昭君） 75歳以上の方を対象にした健康保険なのですが、当初から言われていたように、各健康保険からの財政支援が天井知らず、うなぎ登りに負担がふえていくという、そういう内容を持っています。また、政府におかれましても、年金の支給を低めると、そういう政策をとり始めています。そういう方々に対して、ことしは保険料をさらに上げるという決定がされております。ダブルパンチであります。

さらに、後期高齢者を対象とした医療の問題ですけれども、差別化が始まろうとしております。いずれにしても、長年社会に尽力された方々が健やかに老後を暮らせるようにするための制度として極めて不十分で、そして廃止すべきものと考えている立場から反対するものです。

○議長（逢見輝統君） 次に、本案に賛成の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第9号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、賛成の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第10号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、賛成討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、賛成討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第22号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第22号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、先ほど可決成立いたしました一般会計予算の、それを待ちまして今回ここでご審議いただくものでございます。内容といたしましては、水産加工の離職者対策の町の財政出動第1弾ということで計上してございます。よろしく願いいたします。

まず、歳出のほうからご説明いたします。8ページ、9ページです。5款1項労働諸費に3目緊急雇用創出事業費を新しく設けまして、3,200万円を追加するものでございます。内容としましては、水産加工業の人材育成支援事業委託料ということで3,200万円を組んでございます。委託先としましては、東しゃこたん漁協さんです。事業の目的といたしましては、離職なさった方のうちの16人の方の新規就業を目指す、それを目的にしております。委託の内容は、3点ございます。まず、失業者の雇い入れ、そして企業の中での研修を実施する、また企業外から講師を呼んで研修をするというものでございます。1点目、まず技術の習得ということで、従業員の方、加工場内での実地指導ということで考えてございます。そして、知識の習得ということで、研修を実施してまいります。加工業に関する基礎研修ということで、加工業の現状、課題や加工品の流通の現状、消費者ニーズに沿った製品づくりなどを学ぶと。また、衛生管理研修、これは1年間のうち6回実施する予定で考えてございます。食中毒の基礎知識なり、作業工程上の衛生管理、また日常点検などもろもろございます。そういう研修を積みながら、実地指導を受けながら仕事をするということで考えてございます。

戻りまして、歳入、6ページ、7ページです。14款2項道補助金に7目労働費補助金を新しく設けまして、3,200万円を追加するものでございます。緊急雇用創出事業費補助金（地域人づくり事業）でございます。歳出の部分の100%補助ということで、道の補助金を受けながら実施するもので考えてございます。

地域人づくり事業、目新しいというか、耳新しいと思いますので、若干説明いたします。今回国の予算で、25年度の国の補正予算で交付金の財源がついてございます。厚生労働省所管の交付金、その交付金が都道府県のほう、こちらは北海道のほうに来まして、北海道のほうから古平町が補助金を受けて、この事業を民間業者に委託するというものでございます。緊急雇用創出事業の一環として今回設立されたというものです。

内容としましては、失業者の就職に向けた支援であります雇用拡大プロセスというものがございます。これに合致しますので、この補助金を受けるという考えでございます。そして、国の考え方としましては、25年度の補正予算なので、いつものように早期に着手しなさいということがうたわれております。ことしの4月から6月中に事業着手しなさいということで、その考え方が来てございます。事業の委託先としましては、民間企業、NPO法人、その他の法人や団体などということで、民間の力をかりてやるというものでございます。事業の期間としましては、今年度26年度末までという1年間というものになってございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 緊急雇用創出事業ということで、今の説明ですと16名が一応就業につけるというようなお話ですけれども、年6回の衛生管理研修だとか、講師を呼んでの研修会とか、そういうようなお話でしたけれども、まず1つは、採用年齢ですね、本来雇用均等法でいいますと、年齢の制限というものは設けられないのではないかなと。例えば何十代から何十代までというものは設けられないのではないかなと思うのですけれども、その辺は雇用に当たっては企業側の裁量、その辺で採用してもいいのかということが1つ。

それと、年6回の研修なのですけれども、これは例えば、よくこの辺で研修というと中国の方々が研修という形で来ますけれども、それは地元において仕事をしながら研修ということなのですけれども、この人方に対しては研修という形が、仕事をした分は仕事の賃金がもらえる、そのほかに、例えば年6回の講座を聞いたり、実地の研修というのですか、現場の研修、別個に仕事以外、そういうものも含めての研修のあれで、賃金以外に研修費として別個にももらえるのか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

○産業課長（村上 豊君） まず、採用年齢なのですけれども、それは制限ございません。若者や女性という形で、高齢者等というふうになっておりますので、今回漁協さんの募集のあれも年齢等は記載しておりません。

それと、研修なのですけれども、研修中は労働の賃金の中に含んで、研修の一環というか、労働の中にその賃金も含まれて支払われるということです。年6回というのは、年6回、1日なり3時間程度の講習を漁連さんから来ていただいて、その講習の賃金は、労働の賃金と同じ時間給で支払われます。

○4番（本間鉄男君） 今漁連のほうから講師が来て、その時間内でやるということであれば、結果的に実技、仕事をしながらの研修なのかなと思うのですけれども、実際に例えば衛生管理だとか食品衛生法の研修だとかという形になると、本来保健所さんが来て、HACCPに対するとか、ロタでもノロでも、そういうウイルス関係の講習、そういうものが一般的に行われると思うのですけれども、これにはそういう衛生管理の中での一般的に漁業組合の上部組織である漁連さんのそういう研修だけで一応研修というあれをとっていくのかということをもう一つお伺いしたい。

それと、これは1年間の事業だと思うのです。そうしますと、1年後にはほとんどその人方がまた雇用の機会を失うということも考えられるので、その辺は町としてどのように今後考えていくの

かなと思いますけれども。

○産業課長（村上 豊君） 研修なのですけれども、年6回ということで、4、6、8、10、12、2月というふうな形で、先ほど申したとおり、漁連の講習でもよろしいということで道のほうから受けているものですので、そういう形で3時間程度講習を受けることになっております。

あと、今の1年間の研修期間を終えたらということなのですけれども、漁協さんとお話しして、今回そういう形なものですから、漁協さんのほうで自主財源でその方々を雇用するという話はお話ししております。

○5番（堀 清君） 今回のやつは、あくまでも16名分という形の中の限定なのですか。

○産業課長（村上 豊君） 本来この事業なのですけれども、うちの割り当ては600万そこそだったのです、当初は。ですけれども、今回の失業の離職者の関係で、道の配慮によって3,200万というふうな額が予算がついたものですから、これからもまた別な民間等があれば、うちのほうからまたお願いして、こういうときですので、道のほうでも配慮していただけたらと思っております。

○5番（堀 清君） そうすると、今後例えば別な雇用が発生した場合には、このやつとはまた別個な形の中の財政支援というものが可能だということなのですか。

○産業課長（村上 豊君） 事業としてはこの事業なのですけれども、予算配分が、先ほど申したように、民間のほうでもしやるというお話があれば道のほうにお願いして、そこら辺も確保していきたいと思っております。

○6番（高野俊和君） 大変いい事業ですけれども、今課長の説明では、16人が雇用された場合に、事業主が1年後にも採用する可能性があるということになると、大変殺到するのではないかというふうに思われますので、選抜も大変になるのだらうと思っておりますけれども、研修をやるということは、今までの加工業者が行っていた作業以外に特別な新しい研修みたいなものの中には含まれているのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） あえて新たな技術というふうなものではないのですけれども、要するにたらこをやっていた従業者が、生産部で今漁協さんのほうでは1次処理なり、ホッケの開きとか、そういうふうな形のものを作るものですから、それで新たな技術の習得というふうな形で、道のほうには無理なあれもあるかもしれませんが、そういう形では理解していただいております。

それと、先ほど言ったのは、漁協さんだけが一応16名を27年以降も雇用していただけたらというお話でございます。

○6番（高野俊和君） これは、16人の男女の割合とかそういうのはあるのですか。別にそれは関係なく、選抜された16人は、男女の振り分けはないのですね。

○産業課長（村上 豊君） 男性、女性というのはございません。

○7番（木村輔宏君） これは、水産関係に関する従業員だけになるのか、例えばイチゴの時期に短期間でも使うということが可能なのですか。それから、土建関係とか、全般のことについてなのですけれども、そういう方々がそういう採用をするという、例えば3カ月ですよ、4カ月ですよというものも、町で対応してくれればそういう方々を採用することができるのですか。

○産業課長（村上 豊君） この事業なのですけれども、季節的にそういうふうな形のものとは対象とならないのです。

あともう一つ何か……

（何事か言う者あり）

○産業課長（村上 豊君） 以前に行いました道路の清掃とか草刈りとかそういうのは、この事業では今回対象にならないのです。

○議長（逢見輝統君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見案第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、意見案第1号 「手話言語法（仮称）」制定を国に求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第1号 「手話言語法（仮称）」制定を国に求める意見書を採決いたします。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見案第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、意見案第2号 JR北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 JR北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第10、一般質問を行います。

一般質問は、議会運営委員長より報告のとおり一問一答方式を試行で行います。

なお、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

一般質問は、真貝議員からです。

発言を許します。

真貝議員、どうぞ。

○8番（真貝政昭君） 1点目の古平町水産加工協と関連会社の破綻についてということで町長にお伺いします。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○8番（真貝政昭君） その中で1点目なのですが、私今回の破綻のてんまつを見ていますと、町からも資料を3年ほど前からいただいておりますけれども、この破綻の原因の一つに、消費税が極めて大きな悪い役割をしてしまったというふうに考えています。それで、この点について町長はどのようにお考えなのかと思ひまして、質問する次第です。

○町長（本間順司君） 議員もご承知のとおり、消費税というのは、売り上げに対する税額から仕入れに含まれる税額を差し引いて計算することとされており、私としては、消費税が経営破綻の要因となったか否かにつきましては、組合もしくは企業会計上どのように処理されているのか我々の知り得るところではございませんので、別にそれが原因だったというふうには思っておりません。

経営健全の中では、ある程度そういう利潤が出てきて納付ができるということではございますけれども、それこそかなり経営が苦しいというような中で、デフレの環境の中で消費税まで転嫁して販売できなかったというのが実情でございまして、それがなかなかできないで、そういう中小企業者も大変苦慮したというふうなことも聞いておりますので、直接それが原因だとは思っておりません。

○8番（真貝政昭君） 加盟加工会社の個々の売り上げだとかそういう実績は数字として手に入りませんので、加工協の受託販売だけに絞って、消費税をどれだけ負担していたのかというのを計算してみたのです。平成元年から消費税が導入されて現在に至っているのですが、町から出されてきたデータとしては平成3年から24年までなのですが、先ほど町長が言ったように、仕入れと、それから売り上げのほうの差し引きを税務署に納めるということなのですが、本来は客が払うべきものを事業者が納税義務者となって納める消費税が、町長が言われるように、なかなか消費税を転嫁できないという仕掛けになっておりまして、実質事業者が消費税を負担する消費者に成りかわったような立場になってしまっているのが実態ではないかというふうにはらんだのです。大体想定しますと、予想の部分も入れますと、平成元年から平成25年まで受託販売の部分で加工協が税負担したのが50億になります。加工協の破綻の額というのは、貸し付けを除きますと負債が約30億くらいですから、丸々消費税を転嫁できなかったということではなしに、利潤もありますから、そういうのを考えますと、薄利多売のこの業界の中では、消費税が負債をふやしていった原因ではないかと十分考えられる要素があるのです。

それで、もう一つは、消費税というのが極めて悪質なものだというのが私実感として感じられるのは、町から出された受託販売額の推移というグラフ、数量と、それから金額の下降の勾配を比べてみたのですけれども、平成12年が一番取り扱いが多かったのですけれども、このときを起点にして直線で引いてみますと、販売できない在庫の数量が年を経るにつれてふえていっているのです。ところが、一般の事業所でもそうなのですから、売り上げに全て消費税が転嫁される。仕入れの関係もありまして、在庫にも消費税がかかるという、そういう悪質な部分があるのです。売り掛で上げて消費税を取られて、お金が入らなくても税務署に支払わなければならない。これが年々在庫の数量がふえていきますと、これは消費税で負担が大きくなっていくというのは当たり前の話で、本来法人が払うべき税金というのは法人税で、もうけに対しての税金ですから、町の歳入で出された数字を見ましても、赤字であれば払わなくてもいい税が、消費税については、赤字が続いても消費税だけは納めなければならないと、こういうのが続いてきた。この受託販売の下降線の図というのは、そういう消費税の重さというか、負担の度合いがますますふえていったという実態をあらわしているのではないかとこのように思っています。その点の考え方というのは、町長はどう

受けとめられるでしょうか。

○町長（本間順司君） それは、真貝議員さんのいわゆる推測といたしますか、そういう計算の上だと思えますけれども、我々は加工協の中身の会計上まではタッチしておりませんので、そういう詳しい話はわかりません。そういうことで、これ以上真貝さんとお話ししても、その問題につきましては合わないというふうに思います。

○8番（真貝政昭君） 新年度予算の中でも消費税に関しての実態について一部触れたのですけれども、財務省が認めているように、収入として得た消費税の中から約2割が輸出大企業のほうに還付されていると。それが収入になっていると。輸出大企業は、この消費税が欲しいということで、さらなる増税を希望しているのです。東京商工リサーチも、今回の加工協の倒産劇、これは日本の中の一部ですけれども、日本経済の実態としては、もうかっているのは輸出大企業中心の大企業だけであって、中小の企業は非常に困っていると。4月以降増税されれば、今回のような倒産企業がさらにふえるというふうに述べているのです。そういう点からいっても、4月からの実施については私の立場としては反対であるし、政府に迫ろうと思っています。また、消費税の性格からして、中小零細の企業から消費税を吸い上げて、そして苦しめている、こういう実態の悪税ですので、廃止に向けて頑張りたいなと思っています。

次に、加工協の倒産に関しまして、るる報告されていますように、今失業状態、またはこれから失業される方についての対応なのですけれども、大量にとということもありまして、ハローワーク、後志支庁が動いてくれています。それで、町としては、生活支援という点で貢献できる立場ですので、ぜひともその点の対策を強化していただきたい。町の条例では、各種料金、それから就学援助制度なんかでも、制度として生活支援の項目がありますけれども、なかなか実態として、減免なりを発動させるということが今まで余り見受けられなかったというふうに感じております。就学援助については申請主義ですので、なかなかわからない家庭もありますし、これに類したような申請主義の条例といたしますか、減免条項といたしますか、そういうのがある条例について、ぜひとも町のほうで十分な対応で支援すべきかなと思うのですが、その点について町長のお考えを伺います。

○町長（本間順司君） 予算特別委員会等々でもお話ししてきましたように、失業者への対策につきましては、本町の各種制度を活用しながら生活支援をしていくというふうな方針はとっております。いわゆる申請主義ではございますけれども、先日開催されました失業者の説明会等々においても把握が容易にできたということで、来場された方には漏れなくそういうことを相談に応じたということでございます。

1点目としましては、公営住宅に入居されている方の家賃の再算定の減額というのがございます。これにつきましては、対象者が平成25年度の3月分で3名程度決定されております。それから、平成26年度につきましても対象者が3名、同じような方がおったということでございます。

それから、2点目は、就学援助でございますけれども、これは前々からずっとやってきてございますけれども、この間相談に来られた方も対象者はおりましたが、全員認定済みということで既に受けております。仮に平成26年、今後の認定の際には、失業者分の前年の所得を含めない方法で認定作業を行う予定でございます。また就学援助は、年度途中においても、世帯の状態が変化した、

変更となった場合も追加認定も可能でございますので、今後規模縮小などによって新たに失業者が出た場合でも対応できるということでございまして、この点につきましては、教育委員会のほうから小学校、中学校に連絡をしております。

それから、3点目が国民健康保険税あるいは後期高齢者医療保険料、それから介護保険料の軽減というのがございます。

それから、4点目が医療負担区分の再算定というものがございます。

それから、5点目の町税の関係でございますけれども、分割納付という制度がございますけれども、国や道の制度の活用も含めながら関係機関等と十分連携を図りながら取り進めてまいりたいというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） ぜひと相談に来られた方に対する十分な対応を切に望みまして、この点についてはこれで終わります。

次に、3点目なのですが、特別養護老人ホームについてです。いよいよ町長の公約実施のスケジュールにのり始めているのですけれども、重要な場所の設定です。従来は、今の元気プラザあるいは診療所の並びの町有地という設定で図面化されておりましたけれども、3年ほど前の増水騒ぎ、それから古平のハザードマップによる土砂流出、そういう点から考えて、あの場所はいかがなものかというのがありましたけれども、東北の震災以降、津波高の変更で倍に見るということがありましたけれども、いずれにしても津波の河川への遡上ということが、非常に重要な問題が出てきている。古平川ばかりでなくて冷水川も遡上があり得るわけですから、中学校もそうですけれども、川に近い施設というのは危険なものだという前提で、しかもほとんど自力では身動きができない、ついの住みかと言われる特別養護老人ホームの設置場所が河川に近いところというのは、見直すべき点であろうというふうに思っているのです。私のほうもここら辺がいいのではないかと希望はありますけれども、まずそれは抜きにして、従来想定していた平地での建設というのを見直す状況にあるのではないかとこのように思っているのですが、町長のお考えをお聞きしたい。

○町長（本間順司君） 候補地としましては、今議員がおっしゃった場所、それと思い切り高台というふうになれば高校のグラウンドが考えられるわけでございますけれども、まだどちらとも決めてはおりません。ただ、お願いしているのは、法人にお願いしているということでございますので、その法人の考え方もあろうかと思えます。どちらにしましても、さまざまリスクもあろうかと思えますけれども、そういうリスクも勘案した上で場所の選定をしていただきながら、そういうふうなこともお願いしてまいりたいと。それは、低地であれば津波の心配もありますよというようなことは言うてありますけれども、法人の考え方もあろうかと思えますので、それはこれからの問題ではないかというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 具体的な場所についてもお持ちのようなので、私の希望をもう一つ述べさせていただきますけれども、先ほどの反対討論でも触れましたけれども、中学校のいずれかの建て替え時期には、あの場所が避難場所として不適切という観点からすれば、古高跡というふうに考えるのが妥当ではないかと。それと、古高の活用はああいう形になりますけれども、住民生活、まだ自力で生活できる方たちの設置場所としては、やはり市街地あるいは市街地に近いところ、なるべ

く平地というのが妥当でないかと思うのです。

特養についても、全く隔離された高台というのはいかがなものかということと、都会ならいざ知らず、こういう過疎地で、墓地あるいは火葬場に近いところに特養というのはいかがなものかと。できるだけ市街地になるべく近いところで、そういうマイナーな施設があるようなところから離れた、安心して暮らせるようなところというのが望ましいのではないかというふうに考えています。町行政区域を見渡すと、どうなのかなと。一つ思い当たるのは、小学校近辺の、あるいは町長の住まわれている少々高い台地が広がってあるあたりが、そういう空間としては快適なのではないかというふうに考えているのです。これは私の私見ですので、ぜひともご検討いただきながら進めていただきたいなと思うのですが、もう一度お伺いしたいと思います。

○町長（本間順司君） 私も理想は、高台はもちろん思っておりますけれども、なかなか議員もご承知のとおり、古平にはそういう適当な場所が見当たらない。議員おっしゃる本陣の団地にしましてもまだ住宅が建っておりますし、なかなか難しいのかなというふうには思っております。ただ、いずれにしても将来的な土地利用というものも考え合わせながら、要するにこちらは特養は法人にお願いするということをございますので、言ってみればお願いする立場からは余り強いことも言えないというのが私の心情でございまして、なるべくはリスクを最小限にするような建物にしていただきたいなというふうに要望するのが精いっぱいでございます。

○議長（逢見輝続君） 以上で真貝議員の一般質問を終わります。

ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 3点ほどありますので、第1点目から質問いたします。

私がこれを書いたときは、大体1週間ぐらい前の記事なので、けさ見ましたら大体方針は決まったような報道がされていましたがけれども、一応読ませていただきます。新教育長についてということで、自民、公明両党は、教育長と教育委員長を統合し、新教育長を設けることで一致したと。そして、自民党の任期は3年案、これはきょうの新聞で3年に決まったというのは報告されております。それで、新教育長の任命、それから罷免は自治体首長というから、古平でいえば町長に権限を持たせると、そういうのが大体、自民党案で大筋で合意しているようであります。

それから、自民、公明両党は、新教育長設置のほか、教育委員会は教育行政の最終的権限を持つ執行機関であると。それから、もう一点は、首長が主催し、教育委員、有識者やらがメンバーとなる新組織、総合教育会議を全自治体に設置することになると。それから、その次は、教育行政への指針として大綱的方针策定を義務化などで合意しているというのが、私がこれを書いた時点の1週間ほど前の記事でありましたので、この問題を町長、教育長はどのように考えているのかをお聞か

せ願います。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

今工藤議員が質問したとおりで、けさの新聞にも載っております、このとおり合意されたようでございます。教育委員会の制度改革につきましては、昨年政府の教育再生実行会議から改革を提言されたということございまして、背景には、以前からいじめ問題に端を発した自殺事件などが多発しており、加えて教育委員会による事件の隠蔽体質などが発覚したことなどを受けたものであって、自治体行政の透明性を発揮させることに加え、あいまいであった教育委員会組織の見直しを行うための改革と認識しております。私としましては、これまでアンケート調査等も踏まえていましたけれども、その中で、自治体行政と教育行政とが風通しのよい状況であれば現行のままで結構であるというふうにご答えてきております。

本町におきましても、いつときそんなような兆しがあったこともありましたけれども、現在は意思疎通もできて、うまくいっている自治体だというふうに思っております。考え方が一致したとはいえ、まだ成案にはなってございませんけれども、多分このとおり議決されるというふうに思っております。そうなれば、より以上に透明性は確保されるのかなというふうに思っております。ただ、新設される総合教育会議において懸念されていることで、首長の恣意的権限の行使についてでございますけれども、そのことにつきましては厳に慎まなければならないというふうに思っております。政治的中立性の確保は絶対これは必要だというふうに思っております。

また、教職員人事あるいは教科書採択、それから教育課程の編成は、原則教育委員会の専権事項として権限を残し、最終責任者のままにしたところございまして、それは評価していただろうということございまして、いずれにしても本町は、この改革案につきましてもあえて反対するものでもなく、これまでどおり淡々と進めてまいりたいというふうに思っております。それから、新教育長の制度でございますけれども、教育委員長と教育長という二つの頭があったことが統一されて、いいのかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） この中に、町長が任命することと、それから罷免もすることができるような内容があります。そして、きょうの新聞でしたか、どこか道内の後志管内の議員さんは、この案に大体賛成だと。もう一点のどこか地方の議員さんが、ちょっと疑問があるという点があったのです。それは、今私が言いました、任命もできるし、罷免もできると。それはそれでいいのでしょうかけれども、もし今の状態で、例えば町長が右の方向で皆さん進めましようと言って進んでいるときに、町長がかわって今度は左ですよというようになったときには、恐らく教育委員なり教育委員長さん方が大変困惑する事態も起きないとは言えないと思うのです。その辺の兼ね合いといいますか、そういうところは町長、どのように考えていますか。

○町長（本間順司君） 今までも、教育長の選任につきましては町長の専権事項として、それこそ教育行政上は一般職でございますけれども、我々は特別職という扱いで選任してまいりました。副町長もそのとおりでございます。首長の意向に沿った人間というようなことで選任して、議会の同意を得てきて就任してもらっているということでございます。ある程度そういう任期が来たとき

に、意に反しているというふうなことになるれば再任もされないというようなことでございますので、仮に首長がかわった場合には、今の副町長と同じく、ともに身を引くみたいな形にならざるを得ないのではないのでしょうか。私はそう思っていますけれども。

○9番（工藤澄男君） 私が心配しているのは、今の点で、例えば教育委員長なり、それから教育委員の方々に対して、もしそのときの町長にちょっとでも私情が挟まれば、あいつは俺に反対しているからあいつは今回頼まないわとか、簡単にできるような仕組みになっているようなところがありますので、そういう点は十分気をつけてこれからの教育行政に当たってほしいと思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（本間順司君） 今度教育長と教育委員長と統合するということになりまして、教育委員長のそれはないということでございますので、やはり教育長は特別職というような扱いになろうかというふうに思っております。副町長と同じような立場になるのではないかなというふうに理解しております。

○9番（工藤澄男君） それでは、次の2点目へ行きます。空き家の除雪ということで書いてありますけれども、除雪ばかりでなく空き家の問題も多少入ると思いますので、その点承願います。

空き家の除雪について。町内にある空き家が積雪のために倒壊した住宅や、道路に落雪のおそれがある家がたくさんあり、非常に危険な状態なのです。実際に歩道側に、まだ埋まってはいないのですけれども、落ちる可能性があるということで、2カ所ほど私の見ただけでは通行どめにされている場所もありました。そして、実際に道路に向いていなくても、隣の家と近いために、隣が空き家で、落ちた雪が自分の家にぶつかるのではないかという、そういう相談も結構受けているのです。そして、これから春になって落雪の時期になりますので、町としては除雪の対策や所有者への勧告といたしますか、などをしているのかお聞かせ願います。

○町長（本間順司君） 済みません。1点目の質問で教育長に答弁を回すのを忘れてしまいましたけれども、後でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○町長（本間順司君） では、教育長の答弁は、私の答弁が全部終わってから後でさせたいと思います。

それでは、2点目の空き家の除雪につきまして、数年前までは空き家の雪に関する苦情はほとんどございませでした。過疎化の進行と、ここ数年大雪が、ことしで4年続けて大雪となりましたので、1月から2月にかけてかなり雪のかさがふえるということでございまして、空き家の屋根の雪について苦情がたくさん来るようになりました。町としては、苦情が来た場合は、所有者に電話をかけたり、ここにいない人であれば状況写真を送って、屋根の雪おろしと、夏になったら雪どめを取りつけていただきたいというふうにお願ひしてございます。状況によっては、取り壊しのお願ひもしてきております。ほとんど隣近所といいますか、毎年同じ方からの苦情ということで理解しております。

また、今回初めて小樽建設管理部、旧土現から、道道に面する屋根からの落雪対応について協議がございました。1月の27日でございますけれども、内容につきましては、セイコーマートから旭

団地までの間に歩行者に危険な管理されていない落雪の危険がある家屋が9軒ほどあるということでございまして、このままだと通行どめにしなければならぬので、古平町に家屋所有者への連絡等について協力してほしいという内容でございました。町としましては、その日のうちに所有者に連絡をとりまして、危険な旨説明し、対応願ったわけでございますけれども、9棟中の2棟につきましては連絡がつかなかったために、道では通行どめの措置をしたものでございます。これは、1月末の暖気のと看で、2月末の暖気ではさらに通行どめの箇所が多くなつたものでございます。落雪による危険性、通行どめによる交通事故の危険性で難しい判断でございますけれども、道における通行どめの判断はいたし方ないというふうに考えております。

通年同じところの苦情であることから、雪の降り始めの時期に啓発文書の送付などの対策を考えていきたいというふうに思っておりますけれども、効き目があるかどうかわからないのですけれども、そういうことで考えていきたいというふうに思っております。雪は、だんだん、だんだん空き家がふえるというようなことで、大変これからも厳しい状況になるだろうということで、しつこくそういう要請をしまりたいというふうに考えております。

○9番(工藤澄男君) 今町長言いました道道の2軒、今実際に通行どめになってはいますけれども、あそこは連絡がとれないということなのですね。だけれども、あそこの持ち主といひますか、あそこの家族の方は積丹に住んではいますし、もう一軒の方は古平にもたしか住んでいてはいますし、そういうふうには思っております。それはそれとして、例えばあの通りでも、実際に札幌に住んでいても心配で、地元の業者にわざわざ頼んでおろしてもらおうような、そういう方もはいますし、まるっきり構わない人もはいます。そのほかにまた、例えば沖町なんかでも、実際に道路へ倉庫の雪が落ちて、そのときはまだ道路はふさがってはなかったのですけれども、車は通れる程度ですけれども、落ちたりとか、それから丸山町のほうでも、実際に雪はおろしてくれたのだけれども、おろした雪が、あれだけ広い道路の向かいの家の前まで落ちてはいったと。そして、実際に隣の方は油タンクのゲージが壊れたというのが2年ぐらい続いたとかという話もいろいろありますので、持ち主がしっかりしてはいる人であればいいのだけれども、恐らくあいまいなところがあるかと思うのです。そういうところは、例えば年に1回でも2回でも町のほうで何とか雪おろしをしてやるような考えはないのかなと思つてはいます。実際にそばを通ると、いつ落ちてはわからないような家が結構あるものから、連絡つかないようなところもあると思ひますけれども、そういうようなところは町でもある程度、お金かかることではありますけれども、犠牲を払つて安全のために、今のところけがした人が誰もはいますのでまだいいのですけれども、これまた雪の下になってけがでもしたり、例えば亡くなつたりしたら今度大変なことだと思つるので、そういう考えはお持ちでしょうか。

○町長(本間順司君) 町の基本方針としましては、今まで危険な箇所、要するに歩行者が危険になる場合、それはやむを得なく今まで3軒ほど実施してはきました。基本的には、財産権の問題やら、それから公金の支出のあり方の観点から、町のほうで直ちに解決するというふうにはなりません。それこそできるのに何で町でやるのだみたいなことも言われかねない。そういうことで、なかなかこれは難しい問題でございます。ですから、やはりモラルに期待するしか方法がないのかなというふうには思つてはいます。

それから、本町では原則、所有者と、それから相続権者に連絡して対応願っておりますけれども、そういうことも対応してもらえなかった場合には、通行どめ等の危険回避措置をとるしかないのかなど。これは道道と同じような考え方でございますので、その点をご理解願いたいというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、しつこく催促するしか方法はないのではないかなというふうに思っております。

○9番(工藤澄男君) 除雪の問題は大体それでいいのですけれども、先ほど言いましたけれども、空き家の問題について、先日倶知安町でも条例を提案したり、そしてゆうべでしたか、函館市でも何か同じような条例をテレビでやっておりました。これを見ますと、結構強硬な、例えば指導、勧告、命令とかいろいろなことがあって、従わなければその家を壊して、そして所有者に撤去代を請求するようなことまで書いてありますけれども、古平町でも実際につぶれた家もありますし、それから先日火事になってつぶさなければならぬような家もあります。それから、つぶれる寸前という家が結構あるのです。だから、そういう家に対して、例えば今倶知安町なんかで条例をつくっておりますけれども、古平町でもそういうような条例のようなものをつくって、なるべく被害が起きないうちに何とかするというような考えはあるのでしょうか。

○町長(本間順司君) この点につきましては、先日の特別委員会等々でも申し上げましたけれども、倶知安町がそういう条例をつくったわけでございますけれども、後志管内においてそういう会議も何回か開催して、いわゆるいい方法をということで検討を重ねている最中でございます。それから、前にも申し上げましたとおり、国のほうでもそういう対策を考えているということでございまして、固定資産税等の軽減の問題等々、なかなか進まないというのが現状でございます。そういうことで、本町も、そういうものがある程度出てきた段階で、条例化も必要であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○9番(工藤澄男君) それでは、3点目の避難道路についてということですが、建物のない道路ということは、結局1次避難路という意味での整備といいますか、例えば道路の整備だとか、いろんな整備があると思うのです。草刈りしたり、そういう整備はどのように考えているか。

それから、先日子ども議会と書きましたけれども、見学した際に子供たちの要望の中に、避難道路に太陽光ライトをつけたらどうか。実は、私も同じことを考えていたのです。そうしたら子供さんから出たものですから、おお、すごいなと思って。もしそれが高上がりになるようであれば、道路工事などで太陽光のマーカールイトというのがありますね、赤だとか緑だとか。そういうライトを暗い……夏の間だけでしょうけれども、例えば道路の曲がり角だとか要点、要点に置くことによって、それを目標に逃げるというようなこともできるのではないかとということで、きょうこれを書いて質問したわけなのですけれども、そういう設置するような考えはお持ちでしょうか。

○町長(本間順司君) 緊急災害時での避難路、特に一刻を争う津波災害での避難場所につきましては、裏山などに避難しなければならない地域がございます。常々ご指摘されておりますとおり、冬期間の雪の問題、それから夏の雑草対策、そして今回ご質問の夜間の暗闇もまた、避難するに当たっては困った問題だというふうに思っております。ご指摘の太陽光マーカールイトを含めまして、

今後の維持管理や費用対効果を考えながら、ほかの町村などの状況も精査しまして対応してまいりたいというふうに思っております。私も、庭の花畑に太陽光、あれ結構明るいものでございまして、目安にはいいかなというふうに思っておりますので、そういうような対策も考えていきたいなというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 先日総括で私、町長にかなりきついことを今の新しい道路をつくるのに言いましたけれども、実は去年、おとしあたりから私も、今は施設が変わりましたけれども、高校へ抜ける道路が昔あったということで何回か探したのですけれども、私はとうとう見つけられなかったのです。それで、実際にその道路を通ったという人がまだ古平におりますので、私一度その方に来て、旧天理教のところから高校へ上がる道路のところにあるということなので、それを今雪が解けたら確かめてみようかなと、ああいう言い方はしましたけれども、私なりにまた心配はしております。

そして、避難道路の、今町長からこういうのはつけたほうがいいのではないかとということで、これはいいですけれども、結局、この間もちょっと言いましたけれども、病院だとかあの辺の年寄りがうまく逃げれる道路を何とか考えてほしいと。どうしても高齢者なので……あそこからどうやって……どうしても高校を上がるしかないのかな、今の道路を上がるしかないのかなと思うけれども、これでまたあの裏側にずっと道路をつけるといったら莫大に金かかるのだろうし、実際に山、坂がすごいので、うまく牧場に抜けて高校のグラウンドにおられるような道路もできそうな感じはするのですけれども、そういう点も視野に入れてほしいと思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（本間順司君） 議員がおっしゃる北楯さんのところにつきましては、私も去年ですか、副町長と一緒にあそこから上がって行ってきました。ただ、議員おっしゃるとおり、道路らしきものは余りよくわからないというのが、ただ草をかき分けて高校のところの道路に上がっていったというふうに思っております。議員おっしゃる施設側から高校のグラウンドあたりに上る避難路につきましても、雪解けになったら調査してみたいなというふうに思っております。今回の新しい道路をつくるに当たっての調査の中でも、できればやってもらいたいなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） たしか昨年だと思ったのですけれども、ちょうど高校のグラウンドから今言うあっちのほうへ抜ける細い道路はあるのです。山菜道路みたいなのは。そこを去年測量士が入って測量していたので、私はまた、そういうので測量士が入っていたのか内容はわかりませんが、測量の方々が入ってあそこを測量していたのです。それは、また別なので入っていたのかなと。町で頼まなかったら別なことだろうと思うのです。だけれども、何といたってもあそこは、今言った病院近辺の人方というのは体の弱い人がほとんどで、逃げるといったら車でしか逃げられないような人ばかりですし、職員が早い話1人に1人ずつつかなければならないようなこともあるだろうし、人数的にかなりな人数になると思うので、車で逃げるにしても安全に早目に逃げれるような、そういう体制をつくっていただきたいと思っております。最後に一言お願い。

○町長（本間順司君） 多分、高校のところの道路といいますか、あそこを測量していたのは、大きなカーブからではなくて……

（「山の中です」と呼ぶ者あり）

○町長（本間順司君） それはちょっとわかりませんが、大きなカーブから少し開削しながら調査していたのは、これもうわさに聞いた話なのですけれども、太陽ソーラーを設置するような会社がやっていたというような話でございまして、それはそれとして、今議員おっしゃるとおり、さまざまな避難道路につきましても今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○教育長（成田昭彦君） 工藤議員の新教育長についてでございましてけれども、現在でも町長の任命ということで教育委員に任命されるわけでございますけれども、その中での話し合いの中では、教育長候補ということで教育委員会の中で教育長という決定になっていきますので、この部分については問題ないのかなと思います。

教育委員長と一本化するということは、これは非常にいいことかなと思っております。私もやってきて、どうしても責任の明確化がない、そして非常勤の委員長なものですから、連絡等をとるにもなかなか大変だという面もありまして、今回この問題が出てきたのは2011年の大津市のいじめ、そして自殺問題だと思うのですけれども、それは合議制、有意にそういった連携体制が送れるという方向もありますので、この辺で考えますと、新教育長という中で進めていったほうが物事は早く進むのかなということで、私も今回の教育行政執行方針に、そういったいじめ等の早期対応、早期発見については、こういった形がいいのかなと思っております。

ただ、総合教育会議、これは首長の主催になるというものですから、この辺の問題は、うちの町ではそういうことはありませんけれども、一方的に政治的に走られても問題ありますので、その辺の政治的中立、教育委員会も執行機関として残る形でございまして、十分に対応できるのかなと思っております。私も常々、町長と教育委員のそういった懇談といいますか、予算前にそういう場を設けたらいいかなと思っておりましたので、そういうのも含めてやると、この制度自体、活用の仕方によってはうまくいくのかなと思っております。

○議長（逢見輝統君） イレギュラーな形で答弁となりましたので、特別に何か質問あったら許しますけれども、いいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） それでは、以上をもちまして一般質問を終わります。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第11、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がございました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたします。

した。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第12、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条第2項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第14、行財政構造改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

行財政構造改革調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第1回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時51分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員